

香川県広域水道企業団条例第4号

香川県広域水道企業団情報公開条例及び香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

(香川県広域水道企業団情報公開条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団情報公開条例(平成29年香川県広域水道企業団条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 公務員等(公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。))及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。))並びに独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第8号の規定の適用を受ける法人(独立行政法人等であるものを除く。))、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地</p>	<p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 公務員等(公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。))及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。))並びに独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受ける法人(独立行政法人等であるものを除く。))、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地</p>

<p>方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び出資法人(企業団が資本金その他これに準ずるものを出資している法人(地方独立行政法人であるものを除く。)のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。)</p> <p>エ 略 (2)～(7) 略</p>	<p>方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び出資法人(企業団が資本金その他これに準ずるものを出資している法人(地方独立行政法人であるものを除く。)のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。)</p> <p>エ 略 (2)～(7) 略</p>
---	---

(香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団個人情報保護条例(平成29年香川県広域水道企業団条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。